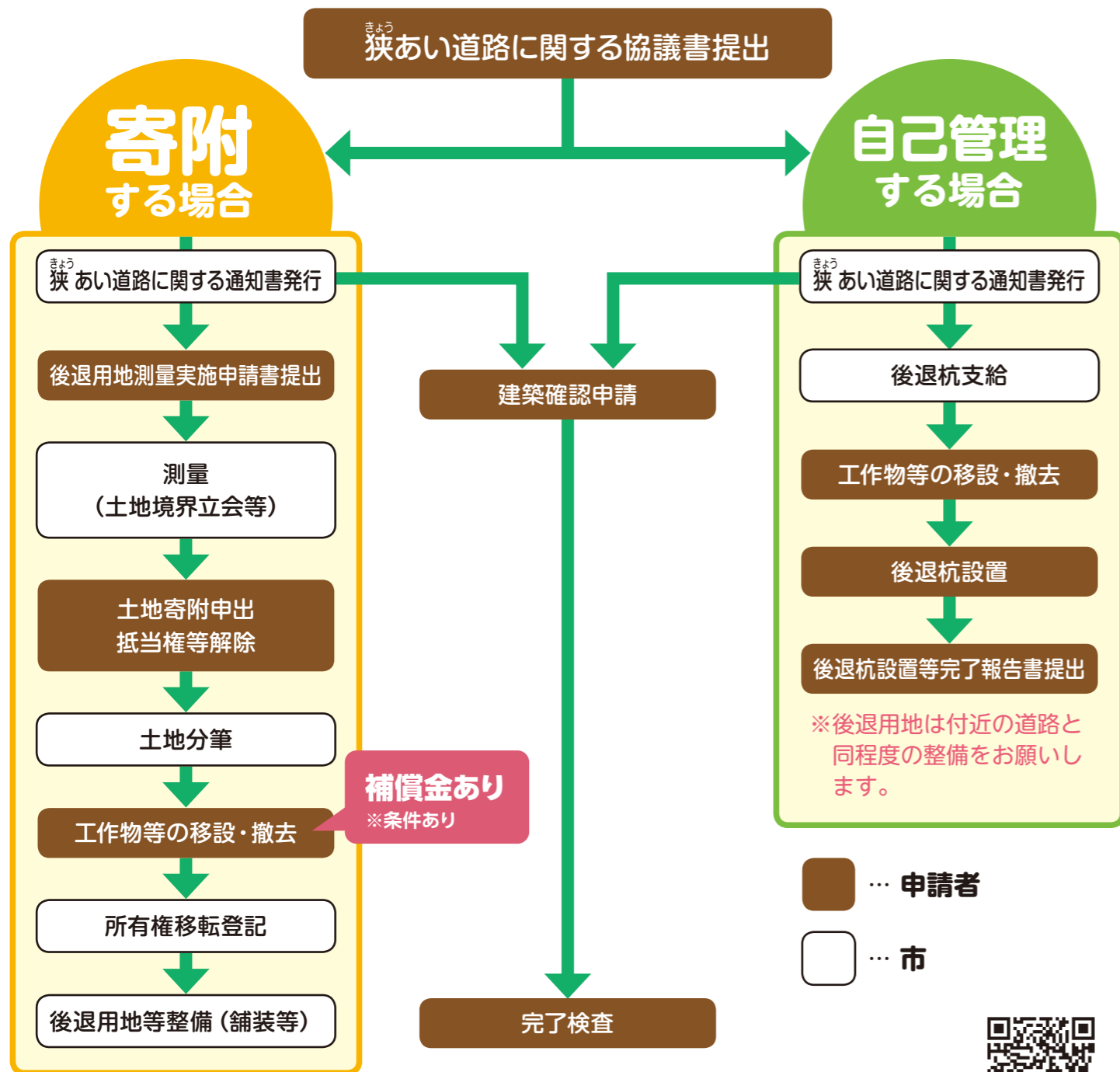


# 手続きの流れ



詳細は市 HP へ <https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/sumai/tochi/kyouai.html>



問い合わせ先

**安城市役所建設部**

〒446-8501  
安城市桜町18番23号

**維持管理課** TEL (0566) 71-2237 (直通) E-mail : ijikanri@city.anjo.lg.jp

※申請方法の確認や書類の提出先

**建築課** TEL (0566) 71-2241 (直通) E-mail : kenchiku@city.anjo.lg.jp

※2項道路や後退位置の確認

FAX (0566) 77-0010 (建設部内共通)

# 広げよう せまい道

## きょう 安城市狭あい道路拡幅整備要綱の概要

みなさんのご理解とご協力のもと、<sup>せま</sup>狭い道路を広げて  
安全で住みよい環境と災害に強い街づくりを進めます。

安城市

# せま 道路が狭いとどんな問題があるの？

## 安城市の現状

道路は人や車の通行はもちろん、日当たりや風通しを良くし、住みやすい環境や災害に強い街をつくるために役立っています。

しかし、古くからの市街地や幹線道路から一歩奥に入り込んだところでは、道幅（幅員）が4mに満たない狭い道路がたくさん存在しています。



## 問題点

狭い道路は、車と歩行者が安全にすれ違いできない等、私たちが普段の生活をしていく上で、様々な問題を抱えています。

また、消防や救急等の緊急活動に支障をきたすことも予想されます。



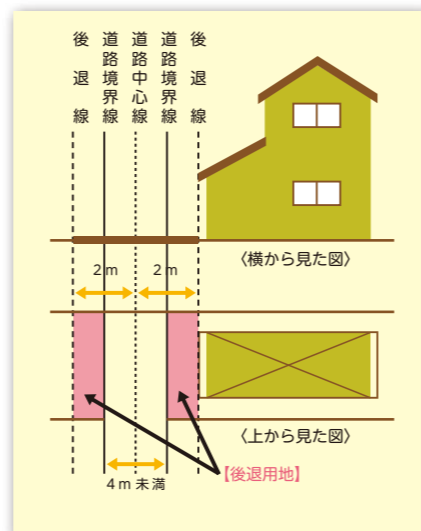
## 建築

### ひとくちメモ

### — 道路と建築敷地の関係 —

建物を建築（新築や増改築等）する時には建築基準法により、その敷地は幅員4m以上の道路に接していなければなりません。

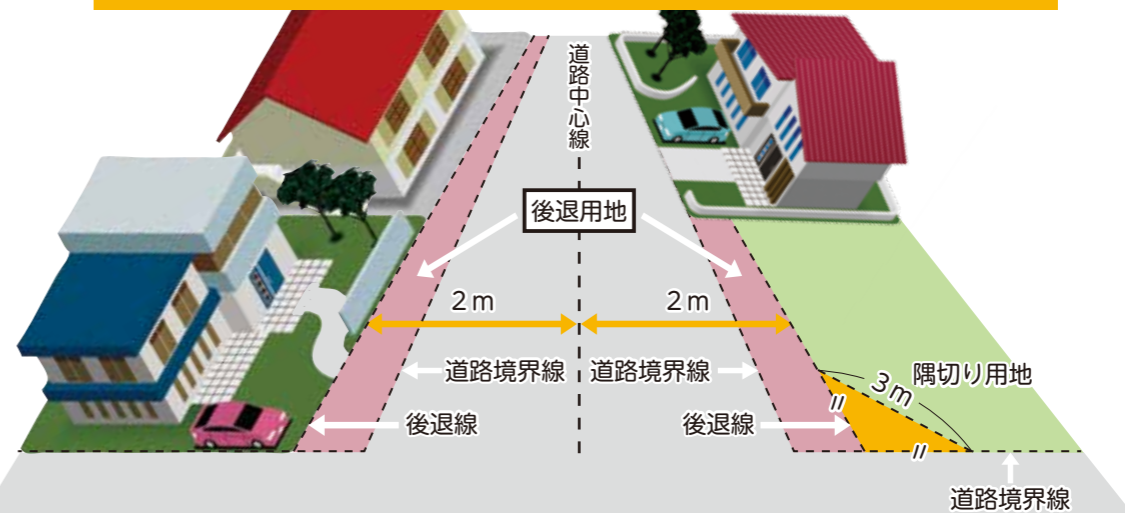
ただし、幅員が4m未満でも、特定行政庁（安城市長）が指定した道（いわゆる“2項道路”と呼ばれます）の場合は建築することができます。その際は、道路中心線から2m後退して建築しなければなりません。また、後退用地内に建物や塀等をつくることはできません。



# せま みなさんで協力して狭い道路を広げよう！

安城市では、こうした狭い道路（“狭あい道路”といいます）が抱える問題を解決するため、市民のみなさんが建物の新築や増改築等をする場合に、4mの道幅（幅員）を確保できるように平成20年4月1日に「安城市狭あい道路拡幅整備要綱」を定め、市民のみなさんと協力しながら、狭あい道路の拡幅整備を進めることで、安全で住みよい環境と災害に強い街づくりを進めてきました。さらに、令和2年4月1日から、後退用地等の寄附を促すため、後退用地等を寄附する際のルールを大きく変更する内容の要綱改正を行いました。

## 「安城市狭あい道路拡幅整備要綱」による整備イメージ



整備の対象は、狭あい道路（建築基準法第42条第2項に規定する道路等）です。この道路中心線から2m後退した位置を後退線とします。また、後退線と道路境界線が交わるポイントを頂点とする底辺3mの二等辺三角形の土地を隅切り用地といいます。

### 寄附する場合

申請者は建物の新築や増改築等をしようとする方に限らず、狭あい道路に接する土地所有者等なら誰でも申請可能です。

個々の建築行為等にあわせ、後退用地や隅切り用地等を寄附していただきます。（原則、測量や土地分筆、所有権移転登記は市が行いますが、申請者等の事情により寄附ができなくなった場合は、測量等の費用をご負担いただくことがございます。）なお、規定の大きさに達している隅切り用地等の寄附については市は謝礼を支払うことができます。

申請者にて後退用地や隅切り用地等にある工作物等の移設・撤去をしていただきます。費用について、条件を満たしたものは10万円を上限に補償金を受けることができます。※建築課が定めるブロック塀等撤去費補助の対象となる場合がございます。詳細は建築課へお問い合わせください。

寄附された後退用地や隅切り用地等については、整備する必要がある場合は市が舗装等の整備を行います。

### 自己管理する場合

後退用地を自己で狭あい道路の形状と同程度に整備、維持管理していただきます。この場合は、後退杭を設置していただくとともに、塀や植栽等がある場合は移設・撤去をしていただきます。

〈整備前〉



〈整備後〉

